

※欄は記載不要です。

| | |
|----------|-------|
| ※届出受理番号 | |
| ※届出受理年月日 | 年 月 日 |

特別の法人無料職業紹介事業届出書

令和0年 00月 00日

厚生労働大臣 殿

届出者

やまぐちろうどうきょうどうくみあい
山口労働協同組合

りじちやう なかがわら たろう
理事長 中河原 太郎

職業安定法第33条の3第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

| | | | |
|----------------------|---|---|---|
| 1 (ふりがな) 名 称 | やまぐちろうどうきょうどうくみあい 山口労働協同組合 | | 1・2欄は、法人登記事項証明書(履歴事項全部証明書)どおりに記載してください。 |
| 2 (ふりがな) 所 在 地 | 〒 7 5 3 - 0 0 0 0 | 電話 083(995)0000 | |
| | やまぐちけんやまぐちしなかがわらちやう 山口県山口市中河原町0番地00 | | |
| 3 その役員の名、役名及び住所 | | | |
| | 氏名(ふりがな) | 役 名 | 住 所 |
| 代 表 者 | なかがわら たろう 中河原 太郎 | 理事長 | 〒(753-0000) 山口県山口市神田町00番0号 (083)922-0000 |
| | なかがわら じろう 中河原 次郎 | 理事 | 〒(753-0000) 山口県山口市神田町00番0号 (083)922-0000 |
| | 「役員」とは、おおむね次に掲げる者をいいます。 農業協同組合…理事、監事、経営管理委員 漁業協同組合及び水産加工業協同組合…理事、監事、経営管理委員 商工会議所 …会頭、副会頭、専務理事、常議員、監事、理事 商工会 …会長、副会長、理事、監事 森林組合 …理事、監事 事業協同組合及び商工組合…理事、監事 中小企業団体中央会 …会長、理事、監事 | | 3欄は、住民票どおりに記載してください。欄が不足する場合は「別紙のとおり」とし、この欄に準じて別紙を作成・添付してください。 () - () - |
| | | | 4欄は、名称に「無料職業紹介所」の文字を入れてください。所在地は、住居表示どおりとし、別の表記を希望される場合は当室へご相談ください。郵便番号、電話番号の記載もお願いします。 |
| 4 職業紹介事業を行う事業所に関する事項 | | | |
| 事 業 所 | | | |
| 名 称 | | 所 在 地 | |
| 山口労働協同組合無料職業紹介所 | | 〒753-0000 山口県山口市中河原町0番地00 (083)995-0000 | |
| 職業紹介責任者氏名等 | | 担当者職・氏名・電話番号 | |
| 氏 名 | | 住 所 | |
| 一ノ坂 光太郎 | | 山口県山口市後河原1丁目00番地の0-201 メゾン火垂 | |
| | | 住所は、住民票どおりに記載してください。 | |
| | | 総務担当 平川 涼子 (083)995-0000 | |

| | |
|--------------------------------|--|
| 5 事業開始予定年月日 | 令和0年 00月 00日 |
| 6 構成員の範囲等 | <p>(例) 求人者は、当組合の直接もしくは間接の構成員であり、その数は10。 求職者は、ベトナム社会主義共和国のうち、出入国管理及び難民認定法に基づく特定技能外国人であり、その数は組合の直接もしくは間接の構成員に雇用されている者0、これら以外の者20名。</p> |
| 7 取次機関 | <p>6欄に、求人者(当該法人の直接若しくは間接の構成員又は構成員以外の者を別に)の範囲及び数を、求職者(当該法人の構成員若しくは構成員に雇用されている者又はこれらの者以外の者を別に)の範囲及び数を、それぞれ記載してください。</p> |
| イ 名 称 <small>(ふりがな)</small> | ろうどうたれんとかぶしきがいしゃ ROUDOU TALENT Co., Ltd |
| ロ 住 所 <small>(ふりがな)</small> | 〇〇どおり ばーでいんく はのいし べとをむこく No.00, 〇〇通り, Ba Dinh区, HaNoi市, Viet Nam |
| ハ 事業内容 | 外国人人材の募集・相談・海外派遣業務 |
| 8 備 考 | <p>7欄は、国外にわたる職業紹介を行う場合であって、取次機関を利用する場合のみ記載してください。</p> |

届出者(法人にあっては役員を含む。)(届出者が未成年者である場合は、職業安定法第33条の3第2項において準用する職業安定法第11号を除く。)のいずれにも該当しないこと並びに、届出者が精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。

また、同法第32条の14の規定により選任する職業紹介責任者については、職業紹介責任者が同法第32条第1号、第2号及び第4号から第9号までのいずれにも該当しないこと、未成年者に該当しないこと、職業安定法施行規則第24条の6第2項第1号に規定する基準に適合すること並びに職業紹介責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。

なお書きは、届出書を提出する前に必ず確認してください。
 「並びに」以降の誓約に該当する場合は、医師の診断書(様式例第8号)の添付が必要となります。